

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第8号

(所 管) 学校教育部 生徒指導課

件 名	堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）の一部改正に伴う所要の改正を行うため、本件を上程するものである。</p> <p>なお、本件は、教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和5年3月17日に教育長において臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の趣旨</p> <p>堺市いじめ防止等対策推進委員会の委員及び特別委員並びに出席者に係る守秘義務について、条例に規定することとし、教育委員会規則に規定しているものを削るもの</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和5年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済みである。）</p>

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について

次のとおり、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 3 月 17 日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和 5 年 3 月 27 日
堺市教育委員会
教育長 栗井 明彦

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則の一部を改正する規則

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則（平成26年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第4条第2項において「条例」という。」を削る。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

堺市いじめ防止等対策推進委員会条例施行規則（平成26年教育委員会規則第9号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号。<u>第4条第2項において「条例」という。</u>）第10条の規定に基づき、堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。</p> <p>（守秘義務）</p> <p><u>第4条 委員会の委員及び特別委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u></p> <p><u>2 条例第9条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。</u></p> <p>（庶務）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 （略）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、堺市いじめ防止等対策推進委員会条例（平成26年条例第39号）第10条の規定に基づき、堺市いじめ防止等対策推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。</p> <p>（削除）</p> <p>（庶務）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>（委任）</p> <p>第5条 （略）</p>